

協会けんぽしかが

2023年
9月
職場の皆様で
ご回覧ください。

今月の
トピック

協会けんぽ 2022(令和4)年度決算(見込み)のお知らせ

2022年度の決算(見込み)のポイント

2022年度の決算は収入が11兆3,093億円、支出が10兆8,774億円で、収支差は4,319億円となりました。

ポイントとして、収支差は前年度比で増加(+1,328億円)しましたが、この要因は、保険料収入の増加(+1,868億円)より保険給付費の増加(+2,502億円)が上回ったものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う2020年度の高齢者の医療費の一時的な減少により、後期高齢者支援金に多額の精算(戻り分1,901億円)が生じたこと等によって支出の伸びが抑えられたことによるもので、一時的な特殊事情によるものです。
※詳しくは、協会けんぽホームページをご覧ください。

高齢者医療への拠出金等 33.0%

高齢者の皆様の医療費の一部を現役世代が負担しています。その額は、支出の約1/3を占め、重い負担になっています。

今後、団塊の世代が75歳以上となることによって、高齢者医療への拠出金の増加が見込まれています。

健診・保健指導経費 1.2%

協会事務費 0.9%

その他の支出 1.0%

2022年度決算(見込み) | 医療分

収入 11兆3,093億円 (+1,813億円)

支出 10兆8,774億円 (+486億円)

収支差 4,319億円 (+1,328億円)

準備金 4兆7,414億円 (+4,319億円)

※()内は、対前年度比。

保険給付費 63.9%

協会けんぽが医療機関に支払う費用や、傷病手当金等の支払いに要する費用

保険料収入 88.8%

被保険者・事業主の皆様が納めていただいている保険料

支出
約10.9兆円

収入
約11.3兆円

国からの補助金
11.0%

その他の収入 0.2%

Q. 2022年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか?

A. 協会けんぽの財政は、以下の理由から楽観を許さない状況です。

- 収入面では、賃上げによる賃金の上昇が当面は見込まれるものの、被保険者数の伸びが鈍化していることや、不安定な海外情勢や物価高の影響等で経済の先行きが不透明であること等によって、これまでのような保険料収入の増加が今後も続くとは期待し難いこと。
- 支出面では、医療給付費がコロナ禍前の水準を上回って推移した2021年度(対前年度比+8.6%)をさらに上回り、2022年度は対前年度比+4.4%と高い伸びで推移していることや、今後も、後期高齢者支援金の増加が見込まれること。

こうした状況を踏まえ、協会は、将来を見据えて、加入者の健康増進の取り組みを中心とした医療費の適正化をさらに推進するとともに、安定した財政運営に努めてまいります。

健康経営優良法人2024 申請期間等が公表されました

『健康経営優良法人2024』の申請期間や認定基準等が公表されました。健康経営優良法人認定制度とは、特に優れた健康経営®に取り組む企業の「見える化」を進めるため、経済産業省が制度設計を行い、日本健康会議が認定する制度です。詳細は健康経営優良法人認定事務局ポータルサイトでご確認いただけます。

※健康経営®はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

「健康経営優良法人 2024」申請期間

大規模法人部門：令和5年8月21日から令和5年10月13日(17時)

中小規模法人部門：令和5年8月21日から令和5年10月20日(17時)

★協会けんぽ滋賀支部に加入の事業所様が申請をされる場合は、滋賀支部の「健康アクション宣言」へのエントリーが必須です。

経済産業省職員による講演
「健康経営優良法人2024について」など
健康経営セミナーを動画配信中!

協会けんぽ滋賀支部
YouTubeチャンネル





✓ 被扶養者資格再確認にご協力ください

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

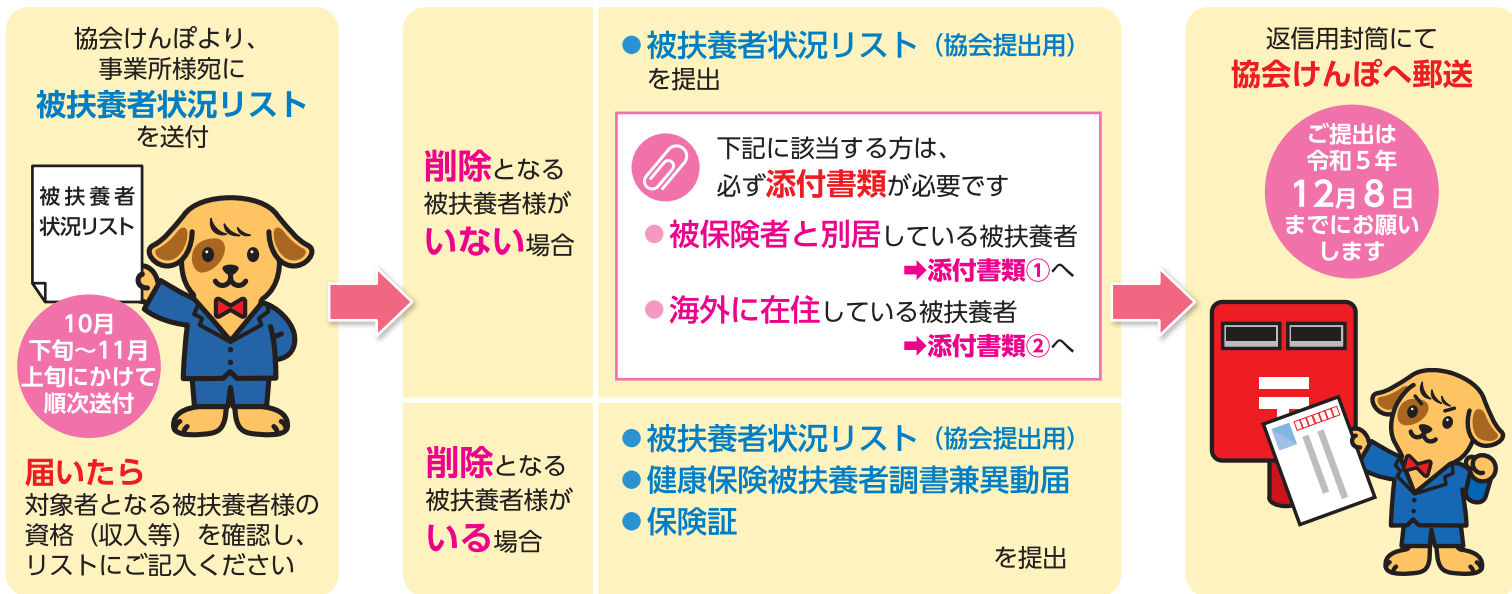
被扶養者資格の再確認は、被扶養者様の現状確認だけでなく、加入者の皆様の保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和5年度 被扶養者資格再確認の流れ

確認の対象となる方：令和5年4月1日において**18歳以上の被扶養者様**

※4月1日以降に扶養認定された方は対象外です。

※該当する被扶養者様がない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません。



添付書類

厚生労働省より厳格な方法による再確認を求められていることから、**事実を証明する書類**のご提出をお願いします。

- ①別居している被扶養者⇒**仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類+「被扶養者現況申立書」**
- ②海外在住の被扶養者⇒**海外特例要件に該当していることが確認できる書類+「被扶養者現況申立書」**

詳しくは、被扶養者状況リストに同封の説明用リーフレットをご覧ください

お役立ち動画・パンフレット・リーフレットのご紹介

協会けんぽのホームページでは、健康保険給付の申請や健康づくりを行う際の参考としていただくために、協会けんぽの取り組みや申請書の記入方法を紹介した動画を掲載しています。

また、健康保険事務ご担当者向けのパンフレットや、新規加入となった方へお配りいただくため、加入者様向けに健康保険給付などを簡単にご紹介したリーフレットも掲載しております。是非ご一読いただき、お役立てください。

健康保険の給付金等
～こんな時にも健康保険～



動画やリーフレットなどのダウンロードはこちらから



協会けんぽ しが 2023年9月号

〈発行〉 **全国健康保険協会 滋賀支部**

協会けんぽ

〒520-8513 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル3階

TEL : 077-522-1099

FAX : 077-522-1138

※おかけ間違いにご注意ください。



お問い合わせはこちら

保険証の早期回収にご協力ください

協会けんぽでは、保険証が未回収である被保険者様へ保険証返却をお願いする文書催告を行っております。



事業所様で回収された保険証は、他の方の回収を待たず、その都度速やかにご返却ください。